



2023年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社ロイヤルホテル
代 表 者 代表取締役社長 蔭山 秀一
(コード番号 9713 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 総務部長 朝日 英治
(TEL : 06-6448-1125)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月27日開催予定の第97期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

B種優先株式及びC種優先株式を2023年3月31日付で全て消却したため、B種優先株式及びC種優先株式に関する規定を削除するものです。また、資本政策を機動的に遂行することが可能となるよう、変更案のとおり第7条を新設するものです。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
<中略>	<中略>
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,500,000株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は20,000,000株、第2章の2に規定するA種優先株式の発行可能種類株式総数は300,000株、 <u>第2章の3に規定するB種優先株式の発行可能種類株式総数は40,000株、第2章の4に規定するC種優先株式の発行可能種類株式総数は160,000株とする。</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,300,000株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は20,000,000株、第2章の2に規定するA種優先株式の発行可能種類株式総数は300,000株とする。
(新設)	<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社の単元株式数は、普通株式は100株、A種優先株式は1000株、B種優先株式は1株、C種優先株式は1株とする。</p> <p>第8条～第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の3 B種優先株式</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>第10条の12 当社は、第36条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「優先株主B」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下、優先株主Bと併せて「優先株主B等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）および優先株主Aまたは優先登録株式質権者A（以下、優先株主Aおよび優先登録株式質権者Aを併せて「優先株主A等」という。）に先立ち、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、次条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。</p> <p>また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、B種優先配当金に、優先株主B等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 ある事業年度において、優先株主B等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</p> <p>3 当社は、優先株主B等に対して、B種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>(B種期中優先配当金)</p> <p>第10条の13 当社は、第37条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当会社の単元株式数は、普通株式は100株、A種優先株式は1000株とする。</p> <p>第9条～第39条（条数繰り下げ） (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	---

準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主B等に対して、普通株主等および優先株主A等に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、B種期中優先配当金に、優先株主B等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（残余財産の分配）

第10条の14 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主B等に対して、普通株主等に先立って、B種優先株式1株当たり、次条第2項に定めるB種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、B種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、B種基本償還価額算式および控除価額算式における「B種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「解散前支払済B種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をB種基本償還価額相当額から控除する。また、B種基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した価額に、優先株主B等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2 優先株主B等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

（金銭を対価とする償還請求権）

第10条の15 優先株主Bは、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「B種償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会決定に基づき定める合理的な方法により

（削除）

（削除）

取得株式数を決定する。

2 B種優先株式1株当たりの取得価額は、B種基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額をB種基本償還価額から控除する。また、B種優先株式1株当たりの取得価額に、優先株主BがB種償還請求を行ったB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(B種基本償還価額算式)

$$\text{B種基本償還価額} = 50,000\text{円} \times (1 + 0.085)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)からB種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.085)」の指数を表す。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済B種優先配当金} \times (1 + 0.085)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済B種優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたB種優先配当金(B種償還請求日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済B種優先配当金の支払日(同日を含む。)からB種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.085)」の指数を表す。

3 本条第1項に基づくB種償還請求の効力は、B種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第10条の16 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「B種強制償還日」という。)の到来をもって、B種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。B種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定めるB種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、B種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、B種基本償還価額算式および控除価額算式における「B種償還請求日」を「B種強制償還日」と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「強制償還前支払済B種優先配当金」(B種強制償還日までの間に支払われたB種優先配当金(B種強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。

なお、強制償還前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支

(削除)

<p>払われた場合には、強制償還前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をB種基本償還価額相当額から控除する。また、B種優先株式1株当たりの取得価額に、当社がB種強制償還を行うB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	
<p>(議決権) 第10条の17 優先株主Bは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	(削除)
<p>(株式の併合または分割等) 第10条の18 法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合または分割は行わない。優先株主Bには、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</p>	(削除)
<p>(種類株主総会への準用) 第10条の19 第3章の規定(株主総会に係る規定)は、B種優先株式に係る種類株主総会について準用する。</p>	(削除)
<p>第2章の4 C種優先株式</p>	(削除)
<p>(C種優先配当金) 第10条の20 当社は、第36条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株式を有する株主(以下「優先株主C」という。)またはC種優先株式の登録株式質権者(以下、優先株主Cと併せて「優先株主C等」という。)に対し、普通株主等および優先株主A等に先立ち、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払C種優先配当金(次項において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「C種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、次条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、C種優先配当金に、優先株主C等が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 2 ある事業年度において、優先株主C等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るC種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払C種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。</p>	(削除)

<p>3 当社は、優先株主C等に対して、C種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p><u>(C種期中優先配当金)</u></p> <p>第10条の21 当社は、第37条の規定に従い、期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主C等に対して、普通株主等および優先株主A等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払C種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「C種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、C種期中優先配当金に、優先株主C等が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第10条の22 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主C等に対して、普通株主等および優先株主A等に先立って、C種優先株式1株当たり、次条第2項に定めるC種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、C種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、C種基本償還価額算式および控除価額算式における「C種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済C種優先配当金」を「解散前支払済C種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をC種基本償還価額相当額から控除する。また、C種基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した価額に、優先株主C等が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 優先株主C等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(金銭を対価とする償還請求権)</u></p> <p>第10条の23 優先株主Cは、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、C種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「C種償還請</p>	<p>(削除)</p>

求」という。)ができる。当社は、かかる請求(以下、C種償還請求がなされた日を「C種償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったC種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会決定に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

2 C種優先株式1株当たりの取得価額は、C種基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額をC種基本償還価額から控除する。また、C種優先株式1株当たりの取得価額に、優先株主Cが償還請求を行ったC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(C種基本償還価額算式)

$$\text{C種基本償還価額} = 50,000\text{円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)からC種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「 $m+n/365$ 」は「 $(1 + 0.04)$ 」の指数を表す。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済C種優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済C種優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたC種優先配当金(C種償還請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済C種優先配当金の支払日(同日を含む。)からC種償還請求日(同日を含む。)までの

期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「 $x+y/365$ 」は「 $(1 + 0.04)$ 」の指数を表す。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、C種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第10条の24 当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「C種強制償還日」という。)の到来をもって、C種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。C種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。C種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定めるC種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、C種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、C種基本償還価額算式および控除価額算式における「C種償還請求日」を「C種強制償還日」と、「償還請求前支払済C種優先配当金」を「強制償還前支払済C種優先配当金」(C種強制償還日までの間に支払われたC種優

(削除)

<p>先配当金（C種強制償還日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。なお、強制償還前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をC種基本償還価額相当額から控除する。また、C種優先株式1株当たりの取得価額に、当社がC種強制償還を行うC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	
<p><u>（議決権）</u> 第10条の25 優先株主Cは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>（削除）</p>
<p><u>（株式の併合または分割等）</u> 第10条の26 法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合または分割は行わない。優先株主Cには、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</p>	<p>（削除）</p>
<p><u>（種類株主総会への準用）</u> 第10条の27 第3章の規定（株主総会に係る規定）は、C種優先株式に係る種類株主総会について準用する。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第2章の5 優先順位</p>	<p>（削除）</p>
<p><u>（優先順位）</u> 第10条の28 普通株主等、優先株主A等、優先株主B等および優先株主C等に対する剰余金の配当（期中配当を含む。以下同じ。）の支払順位は、優先株主B等および優先株主C等に対する剰余金の配当を第1順位（それらの間では同順位）、優先株主A等に対する剰余金の配当を第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当を第3順位とする。 2 普通株主等、優先株主A等、優先株主B等および優先株主C等に対する残余財産の分配の支払順位は、優先株主B等および優先株主C等に対する残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、優先株主A等に対する残余財産の分配を第2順位、普通株主等に対する残余財産の分配を第3順位とする。 3 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</p>	<p>（削除）</p>
<p><以下略></p>	<p><以下略></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2023 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日 2023 年 6 月 27 日

以 上